

ASBJ 企業会計基準公開草案第 69 号（企業会計基準第 24 号の改正案）
「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」
へのコメント

2020 年 1 月 10 日
経団連 経済基盤本部

（総論）

本提案に総じて同意する。

ただし、本会計基準の改正の必要性や背景に関する説明が不十分であるため、会計基準として公表する際には、その点について事実在即して十分に説明が行われる必要がある。

また、現在IASBで、IAS第1号「財務諸表の表示」及びIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の修正（公開草案、2019年）が検討されている。ここでは、「具体的に当てはまるIFRS基準がない場合に、IAS第8号に従って策定された」会計方針を、重要性があり開示すべき会計方針の例として挙げるのが提案されているなど、本公開草案の内容と重なる部分がある。IFRSとの整合性の観点から、本件はIASBの結論を待つ必要があるのではないか。

質問 2（関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する質問）
本公開草案の関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

同意する。

ただし、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、重要な会計方針の開示が必要なケースは非常に限定的であると考えられる。作成者に多大な負担をかけることの無いよう、コスト・ベネフィットのバランスのとれた内容とすることが重要である。例えば、多くの企業では本修正に伴う追加の開示が不要であることが明瞭になるように、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」のより具体的な例や開示例について、適用指針等の中で明確にすることが考えられる。なおその場合、開示例がチェックリスト化してしまわないよう、あくまでも例示である旨を、示す必要がある。

質問3（企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぎに関する質問）
本公開草案の、会計方針の開示についての定めを企業会計原則注解（注1-2）から企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」に引き継ぐという提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

（回答）

関連する会計基準等の定めが明らかであるかないかに関わらず、会計方針の開示についての定めを企業会計原則注解（注1-2）から引き継ぐという提案に、強く同意する。

現行実務の継続を前提とするならば、その準拠法(会計基準等)を引き継ぐことが適切である。

なお、引き継ぐ基準について、一切見直し等は加えるべきではない。また引き続き、重要性の乏しいものについての注記の省略を「できる」規定とするべきであり、記載する／しないは企業の判断に委ねられるべきである。

以 上